

平成二十年六月五日提出
質問第四八一号

在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

481

在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三八号）を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇八年一月二十六日付の新聞で、在インドネシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の現地職員（以下、「現地職員」という。）一名と地元の入管、空港の職員ら四名の計五名が、昨年九月に成田空港で摘発を受けたインドネシア人の集団密入国事件（以下、「密入国事件」という。）に関わっていたことが明らかになったと報じられた（以下、「報道」という。）件につき、「前回答弁書」では「御指摘の現地職員については、現在、刑事手続が進行中と承知しているが、外務省として詳細を把握しておらず、現時点では、お尋ねにお答えすることはできない。」との答弁がなされているが、「報道」より既に四カ月以上が経過した本年六月五日時点で、外務省としてどの程度「密入国事件」の詳細を把握するに至っているのか説明されたい。

二 「前回答弁書」によると、「現地職員」は昭和五十一年四月から「大使館」に勤務しており、その間にインドネシア国駐箚特命全権大使を務めた者は須之部量三、吉良秀通、澤木正男、山崎敏夫、武藤利昭、枝村純郎、國廣道彦、藤田公郎、渡辺泰造、川上隆朗、竹内行夫、飯村豊及び海老原紳の十三名であると

のことであるが、右十三名のうち、「現地職員」の採用を決めた時の「大使館」の責任者は誰か。「前回答弁書」では何ら回答がなされていないところ、再度質問する。

三 「前回答弁書」では、「平成十九年九月十二日、法務省入国管理局より外務省に対し、御指摘の現地職員に関する照会があったことを契機として外務省はお尋ねの事案を承知し、外務大臣に報告した。」と、「密入国事件」についての報告が外務大臣になされたことが明らかにされているが、右の報告が外務大臣になされた日にち並びに方法を具体的に明らかにされたい。

四 「密入国事件」の報告を受けて、「密入国事件」への初動対応等につき、外務大臣はどのような指示を下したか。

五 「密入国事件」という「現地職員」による不祥事に対して責任を負うのは誰か、現時点で明確にされているか。

六 「密入国事件」を受け、五の者に何らかの処分は下されたか。
右質問する。